第２期秋田市耐震改修促進計画

［令和３年度～令和７年度］

令和３年３月

秋田市都市整備部建築指導課

◆目　　　次◆

１　計画の概要 1
(1) 計画の背景.. 1
(2) 計画の目的.. 3
(3) 計画の位置付け.. 3
(4) 対象建築物.. 3
２　秋田市で想定される地震の規模および被害の状況 9
(1) 想定される地震の規模.. 9
(2) 想定される被害の状況.. 9
(3) 地震災害に対する積雪の影響.. 11
３　住宅・建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標 14
(1) 住宅の耐震化の現状と目標.. 14
(2) 特定建築物の耐震化の現状と目標.. 15
(3) 公共建築物の耐震化の現状と目標.. 18
(4) 危険ブロック塀等の現状と目標.. 19
(5) 耐震化に向けての課題.. 20
４　住宅・建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策に関する事項 .. 22
(1) 耐震化促進に係る基本的な取組方針.. 22
(2) 耐震化促進に向けた各主体の役割.. 22
(3) 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定 23
(4) 重点的に耐震化すべき区域の設定.. 25
(5) 民間建築物の耐震化の促進を図るための施策.. 26
(6) 公共建築物の耐震化の推進.. 30
(7) 地震時の総合的な安全対策に関する施策.. 31
５　住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及 33
(1) 地震防災マップ等の作成・公表.. 33
(2) 相談体制の整備および情報提供の充実.. 34
(3) 産・学・官の連携による耐震改修の推進.. 34
(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導.. 38
(5) 家具等の転倒防止策の推進.. 38
(6) 町内会等との連携策・取組支援策.. 39
６　耐震改修促進法および建築基準法による指導方針 40
(1) 耐震改修促進法による指導等の実施.. 40
(2) 耐震改修促進法による指導等の実施方法 40
(3) 耐震改修促進法による公表.. 40
(4) 建築基準法による勧告・是正命令.. 41
(5) 建築基準法による定期報告の活用.. 41
７　その他建築物の耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項 42
(1) 耐震改修促進協議会の設置.. 42
(2) その他.. 42

1　計画の概要

(1) 計画の背景

平成７年１月17日の未明に発生した阪神・淡路大震災では、地震により6,434人もの尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約９割にあたる4,831人が住宅や建築物の倒壊等によるものでした。

特に、昭和56年の建築基準法改正による「新耐震設計法」（以下「新耐震」という。）以前に建築された建築物に大きな被害があったことから、国民の生命、身体および財産の保護を目的とし、建築物の耐震改修を円滑に推進するために「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成７年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）が平成７年10月27日に公布され、同年12月25日より施行されました。

その後も、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年３月の福岡県西方沖地震、平成23年３月の東日本大震災、平成28年４月の熊本地震、平成30年６月の大阪府北部地震など大規模な地震が全国各地で頻発し、多くの被害が発生しています。我が国において、大規模な地震はいつ、どこで発生してもおかしくない状況になっており、住宅・建築物の耐震化が最も重要な課題であり、緊急かつ最優先に取り組むべきものとなっています。

国においては、平成18年に耐震改修促進法を一部改正（平成17年11月７日公布、平成18年１月26日施行）し、この改正により、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。）」が示され、住宅および多数の者が利用する一定規模以上の建築物（以下この項において「特定建築物」という。）の耐震化率の目標が定められたほか、都道府県による耐震改修促進計画の策定が義務付けられました。これを受けて、秋田県では平成19年３月に「秋田県耐震改修促進計画」（以下「県促進計画」という。）を策定しています。

本市においては、平成19年12月に「秋田市耐震改修促進計画」（以下「第１期市促進計画」という。）を策定し、建築物の耐震化の促進に向けて、平成19年度から令和２年度までの14年間に以下のような取組を実施してきました。

【これまでの主な取組】

- 公共建築物の耐震診断、耐震改修の実施

  災害時の対策拠点となる各庁舎や学校施設、公営住宅をはじめとする公共建築物について、耐震診断および耐震改修を実施しました。

- 秋田市木造住宅耐震改修等事業

  木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断士の派遣や、耐震改修設計および耐震改修工事に対する補助を実施しました。

● 秋田市要緊急安全確認大規模建築物耐震化促進事業
耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断と耐震改修工事に対する補助を実施しました。

● 相談体制の整備および情報提供の充実
耐震診断および耐震改修に関する相談窓口を設置し、また、啓発資料やホームページ等を活用した情報提供の充実を図りました。

※ 取組の詳細については、「４　住宅・建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策に関する事項」および「５　住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及」に記述します。

これらの取組により、第１期市促進計画で定めた住宅および特定建築物の耐震化率の目標値に対する実績は、次のようになります。

表１－１　住宅および特定建築物の耐震化率（第１期市促進計画）

	目標耐震化率	【実績】耐震化率（見込）
住宅	90％（令和２年度末）	87.6％（令和２年度末）
特定建築物 （多数の者が利用する建築物）	95％（令和２年度末）	93.0％（令和２年度末）

住宅および特定建築物の耐震化率は、目標値に届かない見込みです。震災時の被害が懸念される旧耐震基準の住宅および特定建築物について、改めて耐震化率の目標値を定め、耐震化の促進に向けた取組を継続して実施する必要があります。

本市では、全県で死者104名の被害をもたらした昭和58年５月の日本海中部地震以来、大きな地震災害は発生していませんが、秋田県沖ではこれまで大きな地震が発生していない「地震の空白域」が指摘されています。大規模な地震の発生に備え、建築物の地震に対する安全性の向上をより一層促進するため、第１期市促進計画によるこれまでの取組を評価したうえで、令和３年度以降の５カ年を計画期間とする「第２期秋田市耐震改修促進計画」を新たに策定しました。

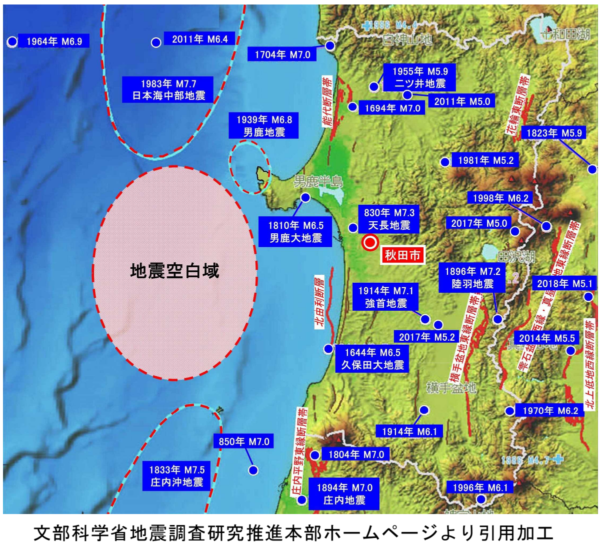

文部科学省地震調査研究推進本部ホームページより引用加工

図１－１　地震空白域

(2) 計画の目的

本市では、地震による建築物等の倒壊又は損壊により生ずる、人的被害および物的被害を防止・軽減させ、市民の安全・安心を確保し、既存建築物等の耐震改修等を計画的に促進するため、耐震改修促進法第６条に基づく「第２期秋田市耐震改修促進計画」（以下「市促進計画」という。）を定めます。

なお、市促進計画の計画期間は、令和３年度から令和７年度までの５年間とします。

(3) 計画の位置付け

「市促進計画」は、国の基本方針に基づいて策定された「県促進計画」（第１期：平成19年３月、第２期：平成28年３月、第３期：令和３年３月）を踏まえ、策定しています。

また、本市がめざすべき将来都市像の指針である「県都『あきた』創生プラン」（第14次秋田市総合計画。令和３年３月策定中）に基づくとともに、「秋田市地域防災計画」（以下「市防災計画」という。昭和39年11月作成。平成31年３月修正）や「第２期秋田市住生活基本計画」（令和３年３月）、「秋田市国土強靭化地域計画」（令和２年８月）等の基本施策との整合を図りつつ定めるものです。

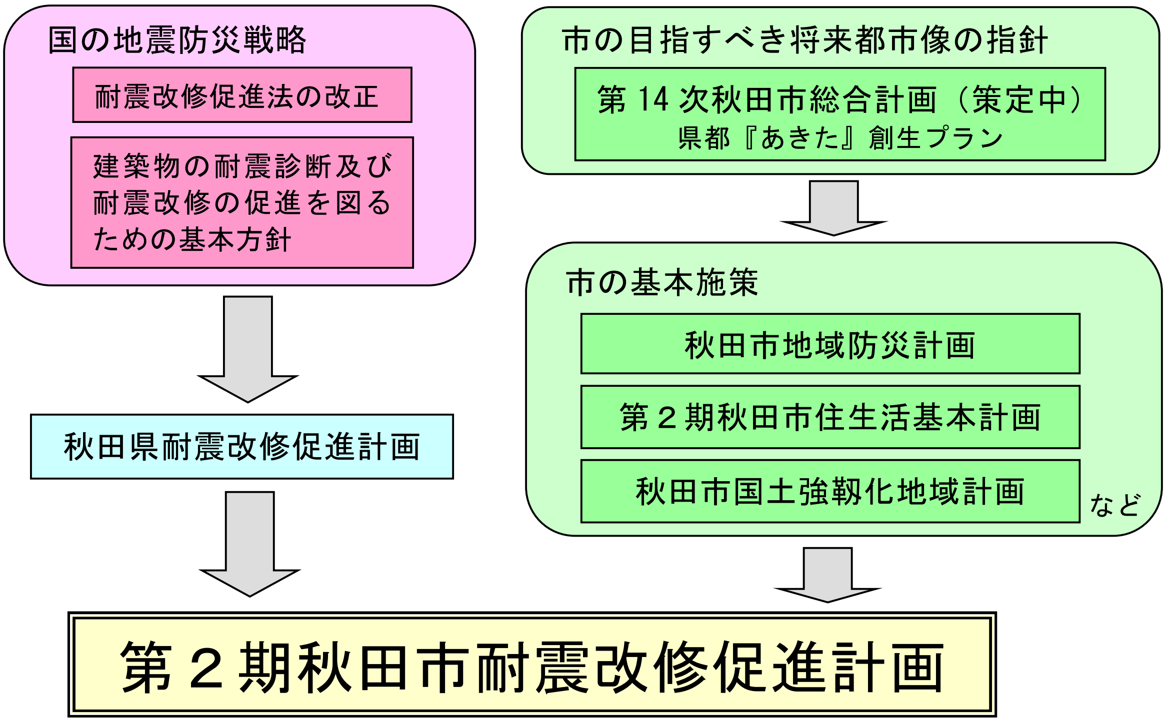

図１－２　第2期秋田市耐震改修促進計画の位置付け

(4) 対象建築物

本計画の対象となる建築物は、原則として建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する新耐震基準（昭和56年６月１日施行）導入以前に建築された「住

宅」「特定建築物」「市所有建築物」とし、表１－２に示します。

なお、平成25年11月に改正された耐震改修促進法第16条では、「一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等」として、特定建築物以外の建築物の所有者に対して、耐震診断や耐震改修の実施に関する努力義務規定が新設されました。

本市では、この法改正の趣旨を尊重し、表１－２以外の建築物に対しても、本計画で示した施策等を必要に応じて適用します。

表１－２　第2期秋田市建築物耐震改修促進計画の対象建築物

種　類		備　考
住　宅		戸建て住宅、共同住宅、長屋住宅など
特定建築物		耐震改修促進法第14条各号に規定される特定既存耐震不適格建築物
	法第14条第１号	◆<u>多数の者が利用する建築物</u> 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム、その他多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの ⇒表１－３「特定建築物一覧表（法第14条関連）」参照
	法第14条第２号	◆<u>危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物</u> 一定数量以上の火薬類、石油類その他の危険物の貯蔵場又は処理場 ⇒表１－４「特定建築物となる危険物の数量一覧」参照
	法第14条第３号	◆<u>地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物</u> 耐震改修促進法第６条第３項第２号の規定に基づき、市促進計画において指定された道路の沿道で、円滑な避難を困難とするおそれがある通行障害建築物 ⇒Ｐ７「(ｲ) 通行障害建築物の規模」参照
市所有建築物		本市の所有する学校、公営住宅、庁舎などの建築物 ※市関連の地方独立行政法人等を含む

ア　多数の者が利用する建築物

耐震改修促進法において、耐震診断・耐震改修の実施について努力義務が課せられている特定建築物は、表１－３に示す用途や規模要件に該当する建築物です。このうち一定規模以上のものについては、必要な耐震診断および耐震改修が行われていない場合、指示の対象となります。多数の者が利用する建築物は、同法第14条第１号特定既存耐震不適格建築物に該当します。

表１－３　特定建築物一覧表（法第14条関連）

<table>
<tr><th>法</th><th colspan="2">耐震改修促進法での用途区分</th><th>特定既存耐震不適格
建築物の規模要件
（第14条各号）</th><th>指示対象となる特定既存
耐震不適格建築物の規模要件
（第15条第２項）</th><th>耐震診断義務化の
対象建築物の要件
（附則第３条第１項 要緊急
安全確認大規模建築物）
（義務化対象は旧耐震建築物）</th></tr>
<tr><td rowspan="25">第14条
第１号</td><td rowspan="2">学校</td><td>小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校</td><td>階数2以上かつ1,000㎡以上
（屋内運動場の面積を含む）</td><td>階数2以上かつ1,500㎡以上
（屋内運動場の面積を含む）</td><td>階数2以上かつ3,000㎡以上
（屋内運動場の面積を含む）</td></tr>
<tr><td>上記以外の学校</td><td>階数3以上かつ1,000㎡以上</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">体育館（一般公共の用に供されるもの）</td><td>階数1以上かつ1,000㎡以上</td><td>階数1以上かつ2,000㎡以上</td><td>階数1以上かつ5,000㎡以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設</td><td rowspan="10">階数3以上かつ1,000㎡以上</td><td rowspan="5">階数3以上かつ2,000㎡以上</td><td rowspan="5">階数3以上かつ5,000㎡以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">病院、診療所</td></tr>
<tr><td colspan="2">劇場、観覧場、映画館、演芸場</td></tr>
<tr><td colspan="2">集会場、公会堂</td></tr>
<tr><td colspan="2">展示場</td></tr>
<tr><td colspan="2">卸売市場</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗</td><td rowspan="2">階数3以上かつ2,000㎡以上</td><td rowspan="2">階数3以上かつ5,000㎡以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">ホテル、旅館</td></tr>
<tr><td colspan="2">賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務所</td></tr>
<tr><td colspan="2">老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム、その他これに類するもの</td><td rowspan="2">階数2以上かつ1,000㎡以上</td><td rowspan="2">階数2以上かつ2,000㎡以上</td><td rowspan="2">階数2以上かつ5,000㎡以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これに類するもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所</td><td>階数2以上かつ500㎡以上</td><td>階数2以上かつ750㎡以上</td><td>階数2以上かつ1,500㎡以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">博物館、美術館、図書館</td><td rowspan="9">階数3以上かつ1,000㎡以上</td><td rowspan="5">階数3以上かつ2,000㎡以上</td><td rowspan="5">階数3以上かつ5,000㎡以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">遊技場</td></tr>
<tr><td colspan="2">公衆浴場</td></tr>
<tr><td colspan="2">飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗</td></tr>
<tr><td colspan="2">工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの</td><td rowspan="3">階数3以上かつ2,000㎡以上</td><td rowspan="3">階数3以上かつ5,000㎡以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設</td></tr>
<tr><td colspan="2">保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物</td></tr>
<tr><td>第14条
第２号</td><td colspan="2">危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（Ｐ６参照）</td><td>政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物</td><td>500㎡以上</td><td>階数１以上かつ5,000㎡以上
（敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）</td></tr>
<tr><td>第14条
第３号</td><td colspan="2">その敷地が都道府県又は市町村耐震改修促進計画で指定された道路に接する通行障害建築物（Ｐ６参照）</td><td>政令で定める高さを超える建築物</td><td></td><td></td></tr>
</table>

※　法第５条第３項第１号に基づく要安全確認計画記載建築物（防災拠点建築物）は、県促進計画において記載されています。

※　法第５条第３項第２号又は第６条第３項第１号に基づき指定された要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）は、県内にありません。（令和３年３月現在）

イ　危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の危険物の種類および数量は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおりです。

表１－４　特定建築物となる危険物の数量一覧

危険物の種類	危険物の数量
①　火薬類（法律で規定） イ　火薬 ロ　爆薬 ハ　工業雷管及び電気雷管 ニ　銃用雷管 ホ　信号雷管 ヘ　実包 ト　空包 チ　信管及び火管 リ　導爆線 ヌ　導火線 ル　電気導火線 ヲ　信号炎管及び信号火箭 ワ　煙火 カ　その他の火薬を使用した火工品 その他の爆薬を使用した火工品	 10ｔ 5ｔ 50万個 500万個 50万個 5万個 5万個 5万個 500km 500km 5万個 2ｔ 2ｔ 10ｔ 5ｔ
②　消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③　危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類30ｔ 可燃性液体類20㎥
④　マッチ	300マッチトン　＊）
⑤　可燃性のガス（⑥及び⑦を除く。）	2万㎥
⑥　圧縮ガス	20万㎥
⑦　液化ガス	2,000ｔ
⑧　毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）	毒物20ｔ 劇物200ｔ

＊）マッチトンはマッチの計量単位。１マッチトンは、並型マッチ（56×36×17ｍｍ）で7,200個、約120kg。

ウ　地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物

(ｱ)　地震発生時に通行を確保すべき道路

建築物が地震によって倒壊した場合、その敷地に接する道路の通行や多数の者の円滑な避難および避難者への緊急物資の輸送等の妨げとなることが考えられます。

地震発生時に通行を確保すべき道路として、緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所に通じる道路等があげられます。このうち、「秋田県地域防災計画」（以下「県防災計画」という。）による「緊急輸送道路」を、耐震改修促進法第６条第３項第２号に基づく道路として指定します。

表1－5　緊急輸送道路の分類

第１次緊急輸送道路ネットワーク	県庁所在地、地方都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路
第２次緊急輸送道路ネットワーク	第１次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路
第３次緊急輸送道路ネットワーク	その他の道路

(ｲ) 通行障害建築物の規模

耐震改修促進法において通行障害建築物とは、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、前面道路の幅員が12m以下の場合は６ｍを、前面道路の幅員が12mを超える場合は道路幅員の1/2の距離を加えた数値を超えるものと定められています。

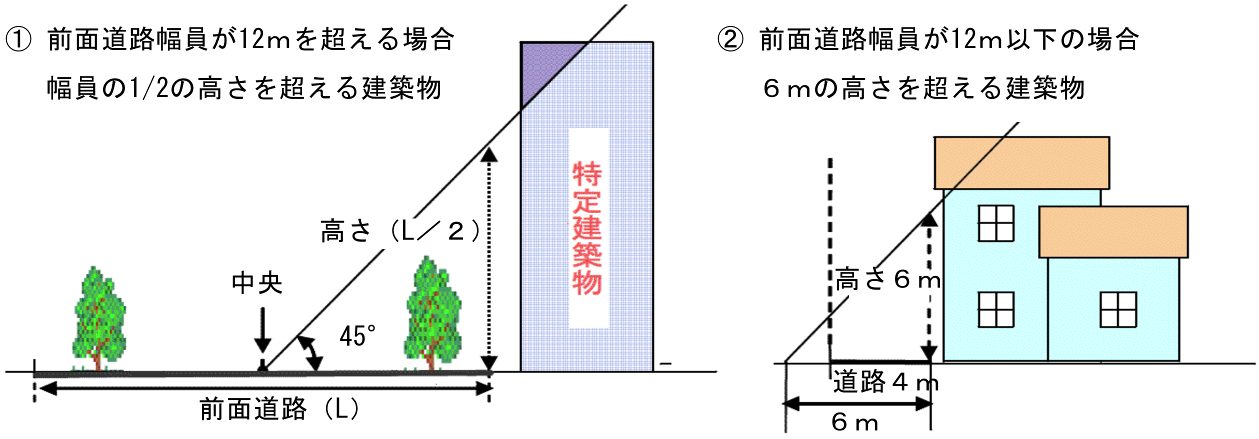

（国土交通省ホームページより）

図１－３　道路閉塞させる住宅･建築物

(ｳ) 避難時に重要な道路

緊急輸送道路から県防災計画で指定する防災拠点（屋内・屋外）、市防災計画で指定する避難施設（屋内）および避難場所（屋外）に通じる道路を、「避難時に重要な道路」とします。

新潟県中越沖地震の状況（秋田市職員撮影）

写真１－１　道路閉塞状況

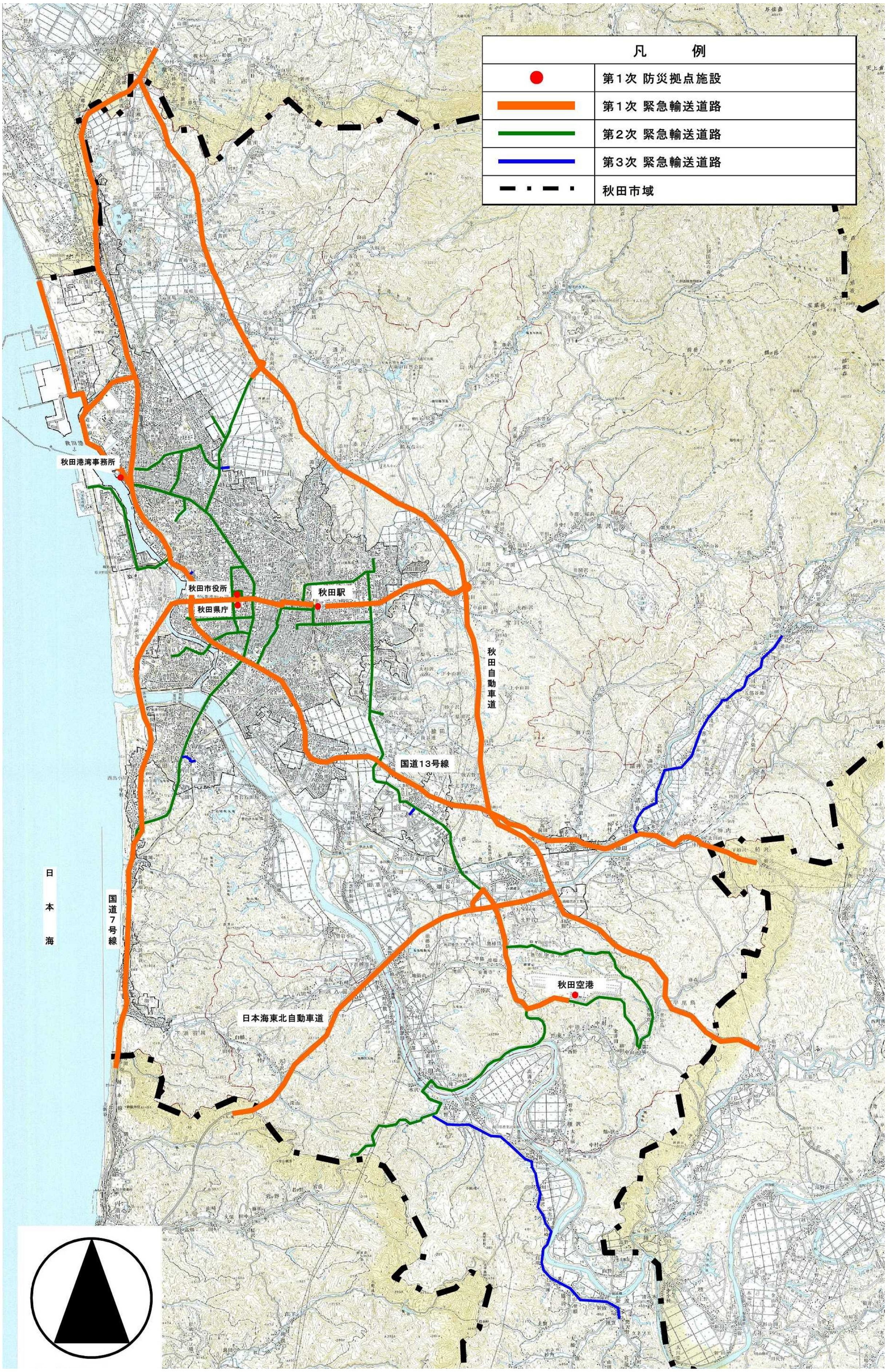

図１－４　緊急輸送道路ネットワーク図

２　秋田市で想定される地震の規模および被害の状況

⑴ 想定される地震の規模

市防災計画においては、県が実施した秋田県地震被害想定調査（平成25年８月）で検討されている想定地震の中で、秋田市における最大震度が６弱以上を示す以下12の想定地震について、被害想定結果を掲載しています。

ア　男鹿地震（設定根拠：過去に発生）
　マグニチュード7.0、市域における最大震度６弱

イ　天長地震（設定根拠：過去に発生）
　マグニチュード7.2、市域における最大震度７

ウ　秋田仙北地震震源北方（設定根拠：県独自の想定）
　マグニチュード7.2、市域における最大震度６弱

エ　北由利断層（設定根拠：国の想定）
　マグニチュード7.3、市域における最大震度７

オ　秋田仙北地震（設定根拠：過去に発生）
　マグニチュード7.3、市域における最大震度６弱

カ　横手盆地 真昼山地連動（設定根拠：県独自の想定）
　マグニチュード8.1、市域における最大震度６弱

キ　秋田仙北地震震源北方　秋田仙北地震連動（設定根拠：県独自の想定）
　マグニチュード7.7、市域における最大震度６強

ク　天長地震 北由利断層連動（設定根拠：県独自の想定）
　マグニチュード7.8、市域における最大震度７

ケ　海域Ｂ（佐渡島北方沖、秋田県沖、山形県沖を参考）（設定根拠：県独自の想定）
　マグニチュード7.9、市域における最大震度６弱

コ　海域Ａ（日本海中部を参考）＋海域Ｂ連動（設定根拠：県独自の想定）
　マグニチュード8.5、市域における最大震度６強

サ　海域Ｂ＋海域Ｃ（新潟県北方沖、秋田県沖、山形県沖を参考）連動（設定根拠：県独自の想定）
　マグニチュード8.3、市域における最大震度６弱

シ　海域Ａ＋海域Ｂ＋海域Ｃ連動（設定根拠：県独自の想定）
　マグニチュード8.7、市域における最大震度６強

⑵ 想定される被害の状況

市防災計画では、建築物被害、人的被害以外の火災の被害、ライフラインの被害などに関し、秋田県地震被害想定調査（平成25年８月）による被害想定結果を掲載しています。

表２－１に、本市における最大震度が７以上を示す３つの想定地震ごとの各被害の予測数値を抜粋して掲載します。

表2－1　被害想定結果一覧

項　目 ＼ 想定地震				天長地震	北由利断層	天長地震 北由利断層連動
マグニチュード				7.2	7.3	7.8
最大震度（秋田市）				7	7	7
建物被害	全壊棟数（棟）	夏		15,513	14,473	24,034
		冬		16,679	15,535	25,874
	半壊棟数（棟）	夏		27,330	28,120	33,495
		冬		29,592	30,499	36,274
	焼失棟数（棟）	夏の日中(10時)		38	36	165
		冬の深夜(２時)		34	32	60
		冬の夕方(18時)		2,936	3,240	3,847
地震動による人的被害	死者数（人）	夏の日中(10時)		365	333	635
		冬の深夜(２時)		893	812	1,502
		冬の夕方(18時)		697	662	1,157
	重傷者数（人）	夏の日中(10時)		553	503	985
		冬の深夜(２時)		1,004	915	1,717
		冬の夕方(18時)		764	705	1,325
ﾗｲﾌﾗｲﾝ被害	上水道	断水人口(人)		174,389	177,371	210,790
	下水道	支障人口(人)		19,016	20,177	27,841
	都市ガス	供給支障人口(人)		207,217	209,402	213,133
	ＬＰガス	供給支障人口(人)		5,504	6,067	10,504
	電力	停電世帯	夏の日中	98,229	98,356	107,301
			冬の深夜	99,284	99,665	107,938
			冬の夕方	99,284	99,665	107,938
	通信	固定電話・ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ不通回線数(本)	夏の日中	2,782	2,600	4,533
			冬の深夜	2,978	2,778	4,743
			冬の夕方	5,880	5,987	8,531
避難者数	夏の日中(10時)	４日後(人)		82,157	82,940	102,403
	冬の深夜(２時)	４日後(人)		98,212	99,538	121,169
	冬の夕方(18時)	４日後(人)		100,519	102,289	124,697

(3) 地震災害に対する積雪の影響

(2)では、夏期と積雪期の被害状況を比較していますが、積雪は地震災害に対し被害を拡大させ､応急対策の実施を阻害する要因となるものと考えられます。多雪区域に指定されている本市においては、地震災害に対する積雪の影響を考慮する必要があります。市防災計画では、積雪の地震に対する影響について掲載しています。

ア　過去の積雪期の地震災害

過去、本市に影響が及んだ積雪期における地震は、以下の２つがあります。

(ｱ) 天長地震（秋田城の地震）

a　発生年月日　　天長７年２月３日（830年）

b　震源　　　　　東経140.1度、北緯39.8度（追分西方）

c　規模　　　　　M7.0～7.5

d　被害状況

①　建物被害　　秋田城の城郭・官舎・四天王寺等転倒

②　人的被害　　死亡者15人、負傷者100余人

(ｲ) 強首地震

a　発生年月日　　大正３年３月15日（1914年）

b　震源　　　　　東経140.4度、北緯39.5度（大沢郷付近）

c　規模　　　　　M7.1

d　被害状況

①　建物被害　　全壊640戸、半壊575戸、一部損壊4,232戸

②　地震火災　　住家３戸（強首２、淀川１）

③　人的被害　　死亡者94人、負傷者314人

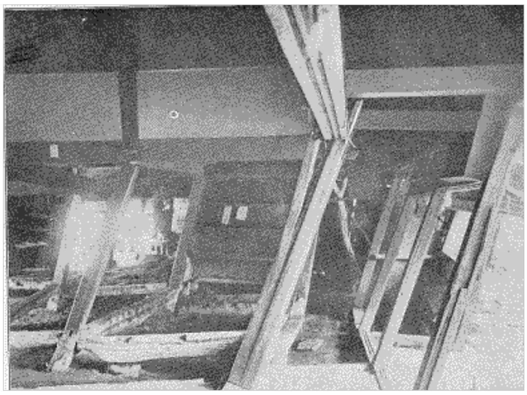

鏡味洋史氏「積雪期の地震災害と防災」強首地震より（秋田市主催「積雪期の地震対策シンポジウム」にて）

写真２－１　過去の積雪時の地震災害

イ　積雪による被害の拡大

積雪は震災による被害を拡大させ、特に建物被害・人的被害を拡大させる

要因となることが想定されます。

(ｱ) 建物被害の拡大

屋根上の積雪荷重により倒壊家屋が多く発生することが予想されます。

また、１階部分が周囲の積雪により支持され安定していることから、２階部分の被害が多発することも予想されます。これらの家屋は融雪とともに全壊へ進むものと考えられます。

(ｲ) 地震火災の拡大

家屋倒壊の増大と暖房器具の使用により、出火件数が増大することが予想されます。

また、各建物は大量の石油類を暖房用に備蓄しているため、これらが延焼の促進剤となり、消防活動の困難とあいまって火災の拡大をもたらすものと予想されます。

一方、通常の大火と異なり屋根および建物の周囲に雪があるため、延焼速度は遅くなると予想されます。

(ｳ) なだれの発生

地震動により、なだれが同時多発することが予想されます。特に降雪が多く積雪が不安定の場合は表層なだれの発生も懸念されます。

(ｴ) 人的被害の多発

以上の要因により、家屋や雪崩の下敷き、地震火災による人的被害が増大するおそれがあります。

また、屋根雪の落下や後述する雪壁の崩落等のため、歩行者・道路進行中の自動車に被害が及ぶおそれがあります。

ウ　応急対策阻害要因

積雪が震災時の応急対策の実施を阻害し、著しく困難にすることが想定されます。特に、情報収集活動・緊急輸送活動・消防救助活動・重要施設の応急復旧活動に重大な支障を及ぼすことが想定されます。

(ｱ) 情報収集活動の阻害

道路や通信施設の寸断・復旧の遅延等により山間地では孤立集落が多発することが想定され、また、積雪により被害状況の把握が困難となることが予想されます。

(ｲ) 緊急輸送活動

積雪時には除雪作業によって、道路上の雪が道路の両側に積み上げられることとなりますが、これらの雪壁は、多雪地や豪雪時においては高さが３ｍを超えることも珍しくはありません。

これらの雪壁が地震時に各所で崩壊し、道路交通の全面マヒや人的被害の発生をもたらし、緊急輸送活動を著しく困難にすることが予想されます。

(ｳ) 消防活動

消防車の通行障害や消防水利の使用障害等により、消防隊の活動は著しく困難になると予想されます。

(ｴ) 救助活動

倒壊家屋が大量に発生することが予想されますが、屋根に積雪があることから、埋没者の発見・救出は非常に難しくなると予想されます。また、埋没者の救出が遅れた場合には凍死者が発生することも考えられます。

(ｵ) 重要施設の応急復旧活動

復旧は除雪しないと被害箇所まで到達できないことや、地下埋設管を掘り出せないことなど、無雪時にはない困難な作業が増えるため、短時間の復旧は極めて困難となることが予想されます。

エ　応急対策需要増加要因

り災者、避難者の生活確保や除雪作業等の面で応急対策需要を増加させることが予想されます。

(ｱ) り災者、避難者の生活確保

り災者、避難者の収容施設に対し暖房が必要不可欠であり、暖房器具・燃料等の大量の需要が見込まれます。また、毛布・被服等生活必需品も相当数必要になります。

応急仮設住宅も積雪のため早期着工は不可能であり、避難生活も長期化することが予想され、り災者、避難者の生活確保のための対策も長期化・大量化することが予想されます。

(ｲ) 除雪

地震後も降雪が継続した場合、すべての応急対策は毎日除雪作業から始まることとなり、多大の労力を雪処理に費やすこととなります。

また、通常除雪作業にあたっていた人々の大部分が何らかの形でり災することとなり、除雪作業員の確保が困難となることも考えられます。

オ　積雪時の地震対策

積雪期の地震は通常時の地震と全く異なる様相を示すことから、被害は長期化し、かつ広範囲に及ぶ可能性があり、地域社会への影響は大きく、各機関は積雪期の地震という最悪の事態を想定し、地震対策を講じることが必要です。

※　想定される地震の規模や被害の状況に関する記述は、市防災計画に基づくものです。

３　住宅・建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標

(1) 住宅の耐震化の現状と目標

ア　第１期市促進計画（平成19年度から令和２年度）の目標と現状

平成30年の住宅・土地統計調査および国における耐震化の状況を参考とした場合、本市の住宅について令和元年度末時点で総数約136,000戸（居住世帯）のうち、約118,200戸（耐震化率86.9％）の住宅が耐震性を有していると推計され、令和２年度末時点では耐震化率87.6％に達するものと見込まれます。

本市では、地震による人的被害および物的被害を軽減させるため、耐震性を有している住宅を令和２年度末までに90％に達することを目標としておりますが、現状では目標に届かない見込です。

この要因として、住宅の耐震化は新設（新築・建替）又は改修により促進され、このうち新設による耐震化の割合が大きいものの、平成18年以降、社会情勢の変化により、新設住宅戸数が減少したためと考えられます。

全国的にも耐震化の進捗は遅い状況ですが、昭和55年以前に建築された住宅が減少する傾向にあることが、一定程度耐震化率の向上に寄与しているものと言えます。

※　本市の居住世帯のいる住宅における昭和55年以前に建築された住宅の割合の推移（５年ごとの住宅・土地統計調査による）

- 平成15年－約33％
- 平成20年－約30％
- 平成25年－約25％
- 平成30年－約22％

イ　本計画（第２期市促進計画）（令和３年度から令和７年度）の目標

震災時の市民の安全確保のため、生活の拠点である住宅の耐震化に今後も粘り強く取り組む必要があることから、本市における住宅耐震化の目標値を**令和７年度末時点で93％**と定め、住宅の耐震化の促進に努めます。

今後も現状のペースで耐震化（新築・建替・改修・除却）が進んだ場合、令和７年度末時点の耐震性を有している住宅は推計122,400戸（耐震化率91.4％）になります。目標を達成させるためには、住宅の耐震改修のペースを現状の約6.2倍とし、自然推移によるもののほか、さらに施策対象として2,100戸の耐震化を図る必要があります。

※　国の目標－令和７年度末までにおおむね解消（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的指針　平成30年12月）
県の目標－令和７年度末までに95％（県促進計画　令和３年３月）

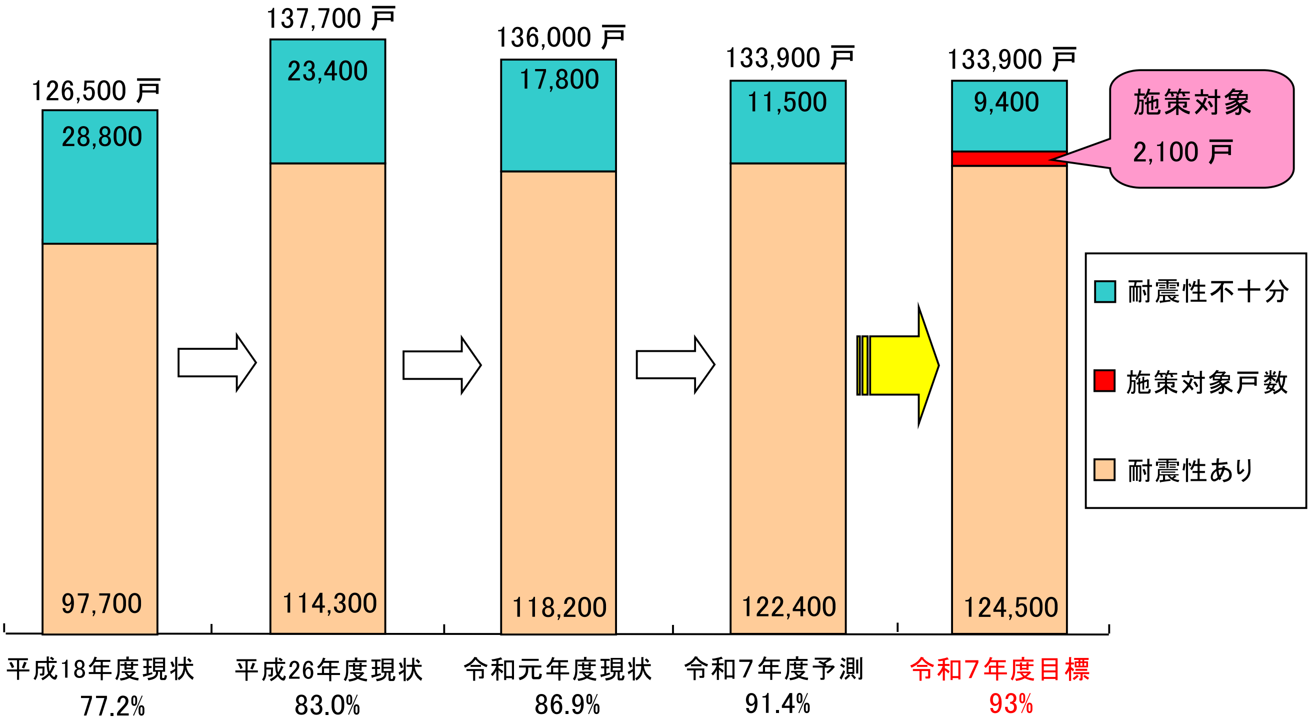

図3－1　住宅の耐震化の現状、予測および目標

(2) 特定建築物の耐震化の現状と目標

ア　多数の者が利用する建築物（法第14条第１号）

(ｱ) 第１期市促進計画（平成19年度から令和２年度）の目標と現状

耐震改修促進法第14条第１号に定める特定建築物（表１－３）については、現状調査および国における耐震化の状況を参考とした場合、本市の民間および市が所有する特定建築物について、令和元年度末時点で、総数1,133棟のうち、1,052棟（耐震化率92.9%）の特定建築物が耐震性を有していると推計され、さらに令和２年度末時点では耐震化率が93.0%に達するものと見込まれます。

本市では、地震による人的被害および物的被害を軽減させるため、特定建築物の耐震化については、耐震性を有している特定建築物を令和２年度末までに95%とすることを目標としており、現状では目標に届かない見込です。

この要因は、市所有建築物や耐震診断義務付け対象建築物の耐震化がほぼ完了した平成28年度以降、耐震化のペースが低下し、横ばい傾向となったためと考えられます。

(ｲ) 本計画（第２期市促進計画）（令和３年度から令和７年度）の目標

今後も現状のペースで耐震化が進んだ場合、令和７年度末の耐震化率は94.0%と推計されます。

本市における特定建築物の耐震化の目標値を、令和７年度末時点で95%と定め、民間の特定建築物についてもより一層の耐震化が図られるよう、耐震診断および耐震改修の実施について助言・指導等を行います。

今後、目標を達成させるためには、耐震性を有していない特定建築物の耐震改修のペースを約2.2倍とし、自然推移によるもののほか、さらに施策対象として12棟の耐震化を図る必要があります。

※　国の目標－「多数の者が利用する建築物」一般の目標は設定せず、耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を令和７年度末までにおおむね解消（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的指針　平成30年12月）

県の目標－特定建築物の耐震化率を令和７年度末までに95%（県促進計画　令和３年３月）

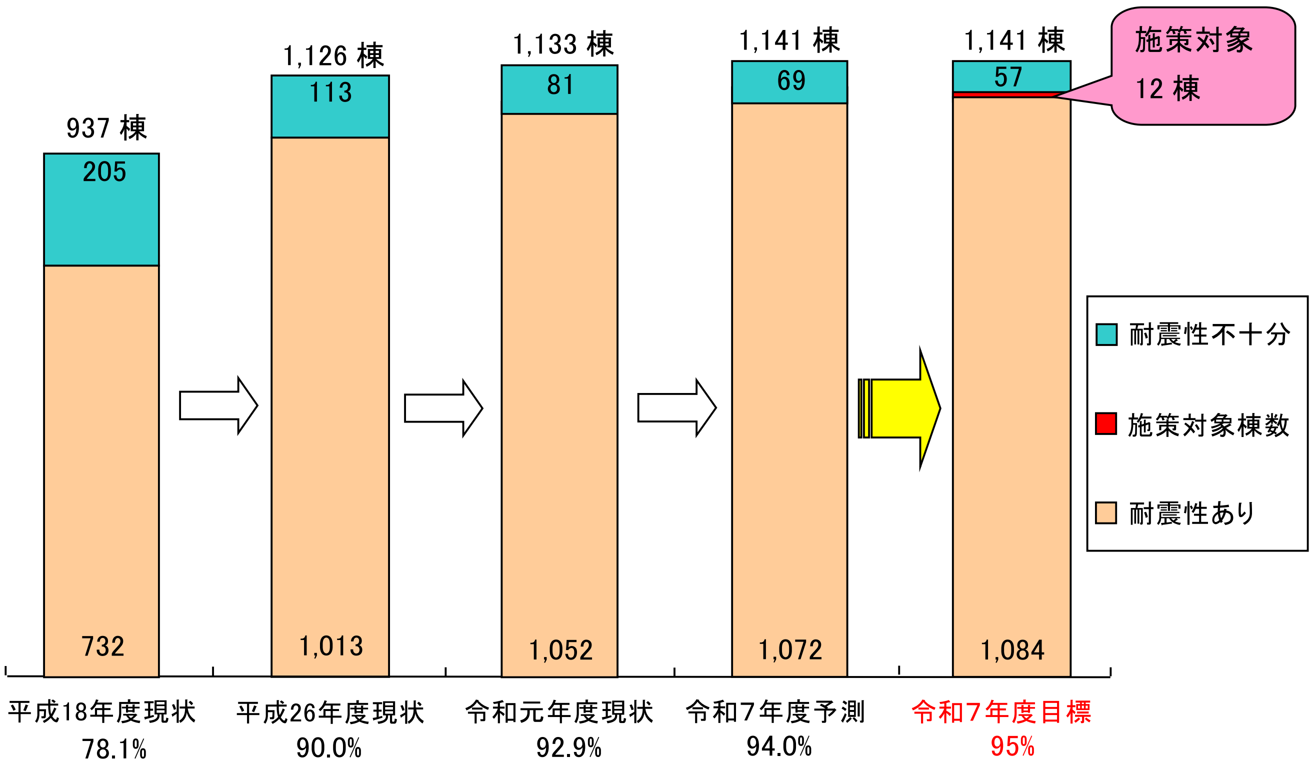

図３－２　法第14条第１号特定建築物の耐震化の現状、予測および目標

イ　危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法第14条第２号）

法第14条第２号に定める危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定建築物は、表１－４に示す政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する建築物のうち、昭和56年以前建築の建築物で耐震性の不十分なものが対象となります。

令和２年11月時点で耐震性の不十分な建築物は17棟あり、初回調査を行っ

た平成21年12月時点の29棟からは12棟減少していますが、耐震化のペースは低下しており、より一層耐震化を促進する必要があります。

今後とも本市では対象建築物の把握に努め、耐震化を推進していきます。

表3－1　法第14条第2号特定建築物の耐震化の現状

石油類・可燃性液体類の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	旧耐震棟数 a	aのうち耐震診断実施棟数 b	bのうち耐震性が確認された棟数 c	bのうち耐震改修実施棟数 d	aのうち除却等が確認された建築物 e
民間建築物	27棟	4棟	3棟	0棟	7棟
市所有建築物	6棟	6棟	1棟	4棟	1棟
計	33棟	10棟	4棟	4棟	8棟

＊）初回調査（平成21年12月）時点で存した建築物に対する現状調査（令和２年11月時点）の秋田市調査結果より

＊）「除却等」には危険物の貯蔵又は処理場の用途を廃止したものを含む。

＊）耐震性の不十分な建築物の棟数＝a-c-d-e＝17棟

＊）本項の対象は、民間および市が所有する法第14条第２号に定める特定建築物です。

ウ　地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（法第14条第３号）

法第14条第３号に定める地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の特定建築物は、図１－４に示す市内の道路を対象として、通行障害建築物に該当する建築物のうち、昭和56年以前の基準で建築された建築物で耐震性の不十分なものが対象となります。

令和２年６月の県防災計画の修正に伴い、緊急輸送道路が見直されました。

令和２年11月時点で緊急輸送道路沿道の通行障害建築物であって耐震性が不十分なものは118棟あります。

初回調査を行った平成22年11月時点の166棟からは48棟減少していますが、より一層耐震化を促進する必要があります。

今後とも本市では対象建築物の把握に努め、耐震化を推進していきます。

表３－２　法第14条第3号特定建築物の耐震化の現状

対象路線		令和２年11月時点 要件該当棟数
第１次緊急輸送道路	国道７号線	７棟
	国道13号線	２棟
第２次緊急輸送道路	主要地方道　秋田停車場線	11棟
	主要地方道　秋田天王線	７棟
	主要地方道　秋田岩見船岡線	20棟
	市道　川尻八橋線	２棟
	市道　川尻広面線	３棟
	市道　川尻総社通り線	２棟
	市道　中通本線	10棟
	市道　大堰反線	４棟
	市道　土崎環状線	６棟
	市道　秋田港四ツ谷線	34棟
	市道　高清水公園線	３棟
	市道　松美ガ丘東南線	１棟
	市道　山王中央線	３棟
第３次緊急輸送道路	県道　河辺阿仁線	３棟
計		118棟

＊）令和２年11月秋田市調査結果より

＊）本項の対象は、民間および市が所有する法第14条第３号に定める特定建築物です。

(3) 公共建築物の耐震化の現状と目標

公共建築物は、災害時に学校は避難場所等として、病院は災害による負傷者の治療する場所として、庁舎では被害情報収集や災害対策等が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用されます。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも、公共建築物の耐震化を速やかに進める必要があります。

このことから、本市の所有する特定建築物（以下「市所有特定建築物」という。）の耐震診断および耐震改修を速やかに行う必要があり、市所有特定建築物については、令和２年度末までに耐震化率を100％とすることを目標としています。

市所有特定建築物の耐震化率は、令和元年度末時点で99.6％（耐震化未了２棟）であり、さらに、令和２年度末時点では99.8％（耐震化未了１棟）に達しました。

平成19年12月に第１期市促進計画を策定してから、計画的に耐震化を進めてきたことで、目標耐震化率100％をおおむね達成していますが、今後は、耐震化未了施設の耐震化を確実に行い、**令和７年度末までに全ての市所有特定建築物の耐震化**を目指します。

※　県所有特定建築物　平成30年度末時点で耐震化率100％を達成済

表３－３　市所有特定建築物（法14条第1号）の耐震化の現状

	総　数 a b+c	新耐震棟数 b	旧耐震棟数 c	c のうち耐震診断実施棟数 d	d のうち耐震性が確認された棟数 e	d のうち耐震改修実施棟数 f	c のうち除却等された棟数 g	耐震化率 i (b+e+f+g)／a
学校等	325	144	181	154	44	110	27	100.0%
病院等	1	1	0	0	0	0	0	100.0%
公営住宅等	71	53	18	18	7	11	0	100.0%
庁舎等	53	31	22	16	5	9	6	96.3%
計	450	229	221	188	56	130	33	99.6%

＊）令和元年度末時点
＊）旧耐震棟数：昭和56年５月以前の基準で建築された特定建築物
＊）新耐震棟数：昭和56年６月以降の基準で建築された特定建築物
＊）「除却等」には、使用停止としたものを含む。

(4) 危険ブロック塀等の現状と目標

地震による塀の倒壊は、死傷者を生じるおそれがあるばかりでなく、地震後の避難や救助・消火活動にも支障をきたすおそれがあり、その安全対策は極めて重要です。平成30 年の大阪府北部を震源とする地震においては、大阪府内でブロック塀等が倒壊し死亡事故が発生しました。

この事故を受け、本市においても小学校の通学路に面するブロック塀等の安全点検を平成30年に実施したところ、倒壊の危険性のあるブロック塀等が550件確認されました。

地震などの自然災害や老朽化に伴う倒壊による被害を防止し、道路利用者の安全確保や災害に強い街づくりを目指すため、小学校の通学路に面する危険なブロック塀等は、平成30年度（調査年度：550件）から**令和７年度末までに30％減少**させることを目標とし、危険なブロック塀等の解消推進を図ります。

表３－４　小学校の通学路に面する危険なブロック塀等の現状

■危険ブロック塀等の初回調査（平成30年）時点の総数：550件＝ a

	aのうち 危険な状態の解消が確認された件数		危険ブロック塀等の総数	解消率
	年度件数	累計 b	a-b	b/a
令和元年度　実績	19	19	531	3.5%
令和２年度　実績（令和３年１月時点）	46	65	485	11.8%
令和７年度　目標	－	165	385	**30%**

(5) 耐震化に向けての課題

令和元年に、国土交通省および一般財団法人日本建築防災協会において、耐震診断を行ったことがある木造戸建て住宅の所有者に対して、耐震改修の意向等に関するアンケート調査が実施されました。

このうち、秋田県内の住宅所有者に対しての調査結果は以下のとおりです。

ア　住宅の耐震化に関するアンケート調査結果（秋田県内37名回答）

耐震診断を行ったことがある住宅所有者のうち、73%の方が「耐震改修の予定はない」と回答しています。

耐震改修をしない理由については、「費用負担が大きいから」と考えている方が74%と多数を占め、また、「古い家にお金をかけたくないから」を理由にした方も41%と半数近くいました。

どのくらいの費用負担であれば耐震改修の意向があるかの問いについては、「50～100 万円未満」と回答した方が 27%と最も多くいました。

イ　アンケート結果からの耐震化に向けての課題

住宅の耐震診断の申込みは毎年一定数あるものの、診断後の耐震改修の実績は少ない状況です。アンケート結果から、耐震改修を行わない理由は、自己負担額の大きさが大半を占めていることが分かりました。

本市における耐震診断を実施した住宅所有者への聞取り調査でも、耐震化が必要な住宅の所有者は高齢者が多く、「耐震改修の自己負担額の大きさを理由に断念した」、「今後を考えると耐震改修に多額の費用をかけることができない」という声が多くありました。

耐震改修について、自己負担の軽減を図るために補助制度を継続すること、また、より利用されやすい制度となるように、耐震改修工事の低コスト化に向けた取組を行うことが望まれています。

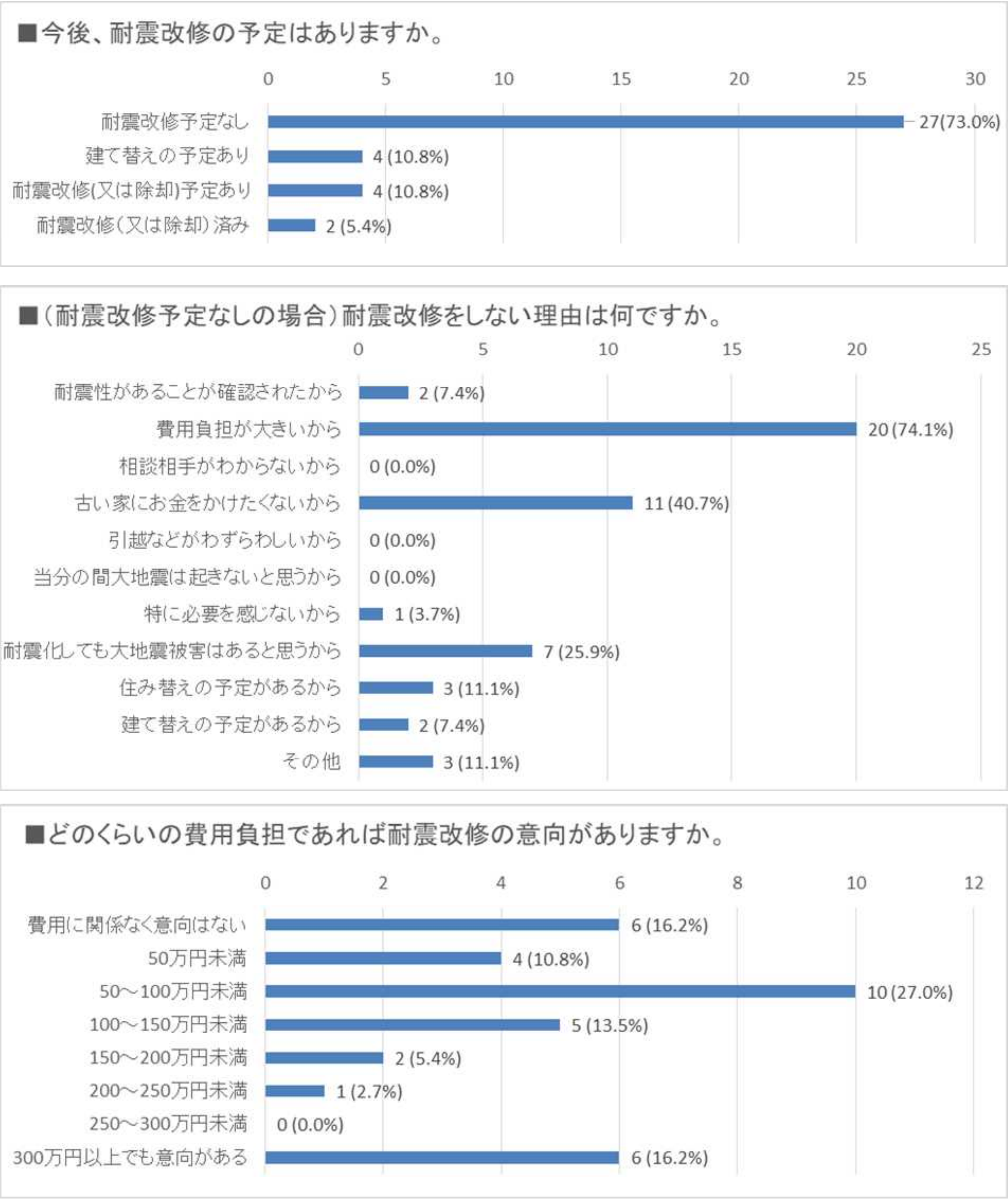

（参考）一般財団法人日本建築防災協会「令和元年度住宅の耐震化に関するアンケート調査結果」より

図３－３　アンケート調査結果（秋田県内37名回答分）

４　住宅・建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

(1) 耐震化促進に係る基本的な取組方針

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。本市は、こうした所有者等の取組をできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断および耐震改修を行いやすい環境の整備や費用負担の軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組方針とします。

(2) 耐震化促進に向けた各主体の役割

ア　所有者の役割

住宅・建築物の所有者等が、安全・安心に暮らすためには、自らの問題・地域の問題としての意識をもって、地震防災対策としての耐震化に取り組む必要があります。

イ　建築士・建築業者の役割

建築士・建築業者は、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築物のストック形成に取り組むこととして、耐震化に関する技術力向上に努め、また地震防災対策のため、住宅・建築物の耐震化の普及・啓発等に取り組む必要があります。

ウ　大学等の役割

大学等の研究者および学生は、市と連携して耐震改修の促進に関する調査・研究に取り組み、住宅・建築物の耐震化の普及および啓発に努める必要があります。

エ　本市の役割

住民の安全・安心については、地方公共団体の重要な責務であり、住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発および情報提供、相談体制の充実、また耐震化に資する助成制度の整備等により、誰もが耐震診断および耐震改修を行うことができる環境整備に努めます。

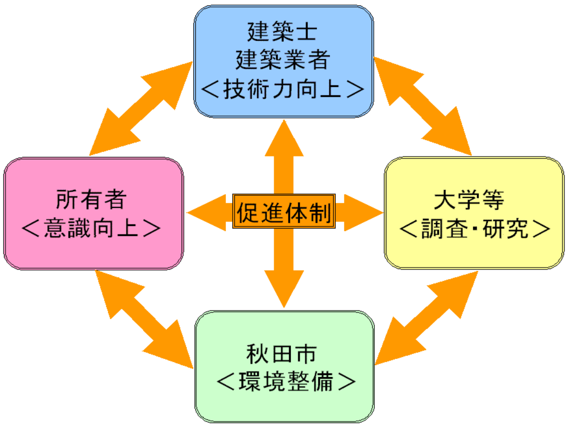

図４－１　耐震化促進の概念図

(3) 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

優先的に耐震化に着手すべき建築物として、以下のアからエの建築物を設定します。

ア　指定拠点施設と避難施設

市内の指定拠点施設と避難施設は、災害時に重要な機能を果たす建築物として、大部分の施設が耐震化されています。民間および市が所有する指定拠点施設と避難施設のうち耐震化が未了のものは、令和２年度末時点で10箇所となる見込みです。これらの施設も早期に耐震化の促進を図るよう努めます。

表４－１　指定拠点施設と避難施設

秋田県地域防災計画で指定する拠点施設	計	94箇所（５箇所）
	第１次拠点施設［県庁･市役所･空港･重要港･秋田駅］	５箇所（０箇所）
	第２次拠点施設［行政機関･公共機関･医療施設･自衛隊等］	83箇所（５箇所）
	第３次拠点施設［指定避難所等］	６箇所（０箇所）
市防災計画で指定した避難施設［令和２年11月30日時点］	計	151箇所（５箇所）
	小学校	40箇所（０箇所）
	中学校	23箇所（０箇所）
	高等学校	11箇所（０箇所）
	大学・各種学校・その他	77箇所（５箇所）

＊）（　）は、民間および市が所有する施設のうち耐震化未了のもの（内数）
＊）指定拠点施設と避難施設には重複するものがある。（２箇所）

イ　昭和56年５月以前に建築された木造住宅

阪神・淡路大震災において被害が集中した昭和56年５月以前の基準により建築された木造住宅の耐震化の促進を図ります。

ウ　耐震改修促進法第14条各号に規定する特定建築物

多数の者が利用するなどの特定建築物について、災害時の安全確保のため耐震化の促進を図ります。

エ　要緊急安全確認大規模建築物および要安全確認計画記載建築物

市内の耐震診断義務付け対象建築物である要緊急安全確認大規模建築物および要安全確認計画記載建築物（防災拠点建築物）は、既に、平成29年10月時点で耐震化率100％を達成しています。全国の耐震化率は令和２年４月時点で約74％であり、本市は全国平均よりも早く耐震化が進みました。

表４－２と表４－３に、本市の耐震診断義務付け対象建築物の耐震化と公表の状況を示します。

表4－2　要緊急安全確認大規模建築物の耐震化と公表の状況

	総　数 a	aのうち耐震診断実施件数 b	bのうち耐震性が確認された件数 c	bのうち除却された件数 d	aのうち公表済の件数 e	耐震化率 c+d/a	公表率 e/a
学校	3	3	3	0	3	100%	100%
体育館	1	1	1	0	1	100%	100%
病院	3	3	3	0	3	100%	100%
集会場	3	3	2	1	3	100%	100%
物販店	3	3	3	0	3	100%	100%
ホテル	3	3	3	0	3	100%	100%
博物館	1	1	1	0	1	100%	100%
銀行	2	2	2	0	2	100%	100%
駐車場	2	2	2	0	2	100%	100%
官庁	5	5	4	1	5	100%	100%
裁判所	1	1	0	1	1	100%	100%
計	27	27	24	3	27	100%	100%

＊）令和３年２月時点
＊）「耐震性が確認された件数」には耐震改修を実施したものを含み、除却したものを除く。

表4－3　要安全確認計画記載建築物（防災拠点建築物）の耐震化と公表の状況

	総　数 a	aのうち耐震診断実施件数 b	bのうち耐震性が確認された件数 c	bのうち除却された件数 d	aのうち公表済の件数 e	耐震化率 c+d/a	公表率 e/a
体育館	2	2	2	0	2	100%	100%
ホテル	1	1	1	0	1	100%	100%
計	3	3	3	0	3	100%	100%

＊）令和３年２月時点
＊）「耐震性が確認された件数」には耐震改修を実施したものを含み、除却したものを除く。

⑷ 重点的に耐震化すべき区域の設定

市防災計画で定める「火災危険区域」を「木造住宅が密集している地区」と位置付け、地区内に存する建築物にあっては、早期に耐震化を図るよう努めます。

表４－４　木造住宅が密集している地区一覧

番号	区　　域　　名
1	土崎港中央五丁目、七丁目
2	土崎港南一丁目
3	東通観音前、東通館ノ越
4	楢山南中町、楢山本町、楢山共和町
5	大町五丁目、大町六丁目 、旭南二丁目
6	新屋表町

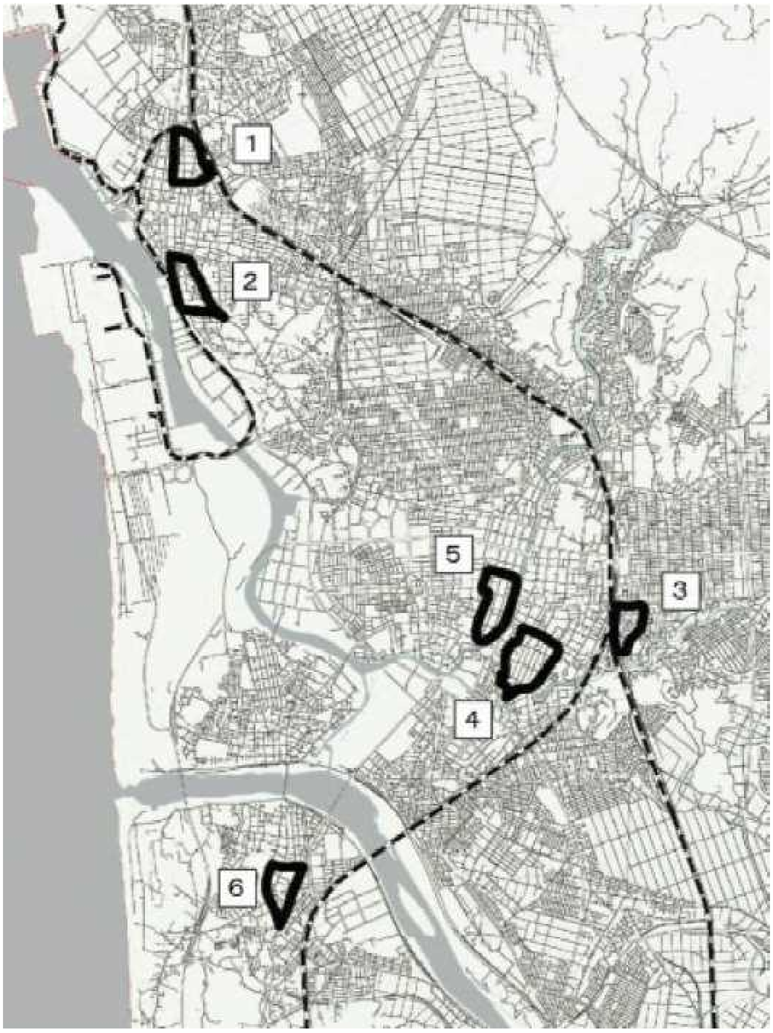

図４－２　木造住宅が密集している地区

(5) 民間建築物の耐震化の促進を図るための施策

住宅・建築物の耐震化は、所有者等の責任において実施するべきことですが、耐震診断および耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であり、相当の費用を要します。そのため、耐震化を促進するうえでは、所有者等の費用負担の軽減を図る方策が有効であるとされています。

ア　住宅の耐震診断および耐震改修に対する施策

(ｱ) 秋田市木造住宅耐震改修等事業

木造住宅の耐震化を推進するため、本市は耐震診断を行う者に対し耐震診断士を派遣し、耐震改修設計および耐震改修工事にかかる費用の一部の補助を実施しています。

平成20年度から本事業を実施してきましたが、特に耐震改修工事補助の利用実績が少ないことから、随時、本事業の検証を行い、見直しおよび変更を行ってきました。

令和３年度の補助制度の内容は、表４－６に示します。

今後も、耐震化が促進されるよう、順次、制度の見直しを行います。

表４－５　秋田市木造住宅耐震改修等事業の見直し・変更の経緯

平成20年度	・耐震診断（上限３万円）と耐震改修（上限30万円）に係る補助制度を創設
平成23年度	・耐震改修工事に対する補助率の変更（23%→50%） ・耐震改修計画に係る補助制度の創設（上限20万円）
平成24年度	・耐震改修計画および耐震改修工事の補助対象要件を緩和 [改正前]上部構造評点0.7未満 →[改正後]上部構造評点1.0未満
平成26年度	・「耐震診断等」として、①耐震診断のみを行うコース（上限３万円）と、②耐震診断と概略的な計画（耐震改修方針計画）を併せて行うコース（上限５万円）の選択制に再編 ・「耐震改修等」として、耐震改修設計と耐震改修工事の補助金を統合し、手続を一本化（上限50万円）
平成30年度	・耐震診断について、診断費用を補助する制度から耐震診断士を派遣する制度に変更（自己負担１万円）
令和３年度	・耐震改修設計と耐震改修工事に対する補助率を変更（合わせて上限50万円）（国の制度変更によるもの） ［耐震改修設計］補助率2/3 ［耐震改修工事］補助率23%

表４－６　秋田市木造住宅耐震改修等事業の概要（令和3年度）

■秋田市木造住宅耐震診断支援事業		
	支援対象	木造戸建住宅の耐震診断（一般診断法）
	支援要件	次の全ての要件に該当する場合 ①対象：昭和56年５月以前に着工 ②構造：木造在来工法、枠組壁工法、伝統的工法 ③用途：一戸建ての住宅
	自己負担	１万円
■秋田市木造住宅耐震改修等補助事業		
	補助対象	耐震診断の結果、「倒壊する可能性が高い（上部構造評点1.0未満）」とされたものを、「一応倒壊しない（上部構造評点1.0以上）」まで補強する工事
	補助額	耐震改修設計費の2/3相当額と耐震改修工事費の23%相当額の合算額（上限50万円）

＊）詳細は各事業の要綱により定めます。

表４－７　秋田市木造住宅耐震改修等事業の実績

事業内容	耐震診断*3		耐震改修計画*1		耐震改修*1	
	募集（戸）	実績（戸）	募集（戸）	実績（戸）	募集（戸）	実績（戸）
平成20年度	50	40	―	―	5	1
平成21年度	30	8	―	―	3	0
平成22年度	25	12	―	―	3	0
平成23年度	11	11	3	3	2	2
平成24年度	15	5	3	1	3	1
平成25年度	14	8	5	3	4	2
平成26年度	14	1 (0) *2	（耐震改修に統合）		3	0
平成27年度	12	3 (1) *2	（耐震改修に統合）		3	1
平成28年度	12	4 (2) *2	（耐震改修に統合）		2	1
平成29年度	7	1 (0) *2	（耐震改修に統合）		2	0
平成30年度	10	10	（耐震改修に統合）		2	1
令和元年度	8	8	（耐震改修に統合）		4	2
令和２年度*4	20	8	（耐震改修に統合）		2	0
計	228	119(3) *2	11	7	38	11

＊１）「耐震改修計画」は、平成26年度から「耐震改修」に統合

＊２）（　）は、概略的な計画を併せて実施した実績戸数（内数）

＊３）平成30年度からの耐震診断は、耐震診断士派遣制度に変更

＊４）令和３年１月時点の実績

(ｲ) 住宅の耐震改修等に対する施策の検討

ａ 実施している事項

・住宅の部分的、段階的な耐震改修工事等に対する補助制度

→木造住宅の部分的な耐震改修工事や、耐震改修後の上部構造評点が現行の補助基準未満である工事であっても、工事費が一定の金額(50万円) 以上の場合、秋田市住宅リフォーム支援事業を活用することができます。

・耐震診断の申請手続の負担軽減の取組

→耐震診断を希望する住宅所有者に対して、職員による戸別訪問を行い、書類の説明や受領など、申請者の負担軽減に取組んでいます。

・耐震診断実施者に対する耐震化促進の取組

→耐震診断を実施した住宅所有者に対して、耐震診断結果報告時に、リーフレットの配布や改修費用目安の提示などを行い、耐震改修を促しています。また、耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、ダイレクトメール・電話連絡等の方法により耐震改修を促進しています。

ｂ 今後検討する事項

・昭和56年６月から平成12年５月までに建築された木造住宅の耐震性能の向上に係る支援制度の拡充

→昭和56年６月の建築基準法の改正により壁量規定が大幅に強化されました。平成12年６月の一部改正では、壁量規定に変更はありませんが、壁のバランスや金物等に関する規定が明確化されました。

・分譲マンションの管理組合を通じた耐震化の必要性等についての周知

→耐震改修促進法第 25 条「区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定」を受けることにより、共用部分の変更を伴う耐震改修を行う際に必要な区分所有者等の議決要件が、４分の３以上から過半数に緩和され、円滑な耐震改修の促進が期待できることから、この認定制度の周知を検討します。

イ 民間特定建築物の耐震診断および耐震改修に対する施策

(ｱ) 民間特定建築物所有者への意識啓発

民間特定建築物については、建築物の所有者等が自己の責任において、自ら建築物の安全性を確保することが原則です。

特に耐震改修促進法に規定される各特定建築物の所有者は、自ら耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を行うよう努めることが重要です。

本市はこうした自助努力を促進していくため、その所有者等に対して耐震化の必要性や効果についての意識啓発を行っていきます。

(ｲ) 秋田市要緊急安全確認大規模建築物耐震化促進事業

平成25年11月の耐震改修促進法の改正施行により、不特定多数の者等が利用する大規模な建築物（要緊急安全確認大規模建築物）の所有者に対し、平成27年12月までの耐震診断の実施と、特定行政庁への報告が義務付けられました。

本市では、所有者の行う耐震化を支援するため、この耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断と耐震改修に対する補助を、平成26年度から平成27年度にかけて実施しました。その結果、市内にある全ての要緊急安全確認大規模建築物が耐震化されています。

(ｳ) 民間特定建築物の耐震診断および耐震改修に対する施策の検討

a　実施している事項

・特定建築物の所有者に対するダイレクトメール発送
→建築基準法第12条による定期報告制度の対象の建築物について、耐震診断や耐震改修を促す通知をしています。

・耐震診断等判定委員会による判定制度の周知
→法第17条「建築物の耐震改修の計画の認定」、法第22条「建築物の地震に対する安全性の認定」、ならびに法第25条「区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定」については、秋田市耐震改修促進法施行細則において、判定の取得を義務づけています。

b　今後検討する事項

・特定建築物の耐震化を促すリーフレットの作成、配布
・定期報告対象以外の特定建築物所有者に対するダイレクトメール発送

c　今後検討が考えられる事項

・耐震診断が義務付けられていない特定建築物に対する耐震診断等に関する補助制度の創設

ウ　耐震改修促進税制の活用

建築物の耐震化を促進するための施策として、平成18年度の税制改正により「住宅・建築物に係る耐震改修促進税制」が創設されました。これは、昭和56年５月31日以前の旧耐震基準で建築された建築物の耐震改修を行った個人や法人が受けることができる特別控除や減額措置を定めたものです。

(ｱ) 住宅に係る所得税減税

個人が昭和56年５月31日以前の耐震基準により建築された住宅を、現行の基準に適合させるための耐震改修を行った場合、当該耐震改修に要した費用の10％相当額（25万円を上限）を所得税額から控除できます。ただし、

特別控除を受けようとするものが自ら居住の用に供するものに限ります。

期間：平成21年１月１日～令和３年12月31日

(ｲ) 住宅に係る固定資産税の減額

昭和57年１月１日以前から所在する住宅を、現行の基準に適合する耐震改修を行い、当該耐震改修に要した費用が１戸あたり50万円以上であった場合、当該住宅に係る固定資産税額（120㎡相当分まで）が工事の翌年度の１年間に限り２分の１に減額されます。

期間：平成25年１月１日～令和４年３月31日

(ｳ) 耐震診断義務付け建築物に係る固定資産税の減額

耐震診断の結果の報告を特定行政庁に対し行った者が、令和５年３月31日までの間に、国の補助（耐震対策緊急促進事業）を受けて、現行の耐震基準に適合させる耐震改修を実施した場合、工事が完了した年の翌年度から２年間分の固定資産税について、耐震改修工事費の 2.5%を上限として税額の２分の１が減額されます。

エ　地震保険の活用

地震保険は、住宅が地震で被災した場合に生活の安定に寄与します。

建築年または耐震性能により、居住用建物およびこれに収容される家財にについて地震保険料の割引制度があります。

・住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する住宅性能評価書を取得すると、評価された耐震性能の等級に応じ、10～50%の割引を受けることができます。

・住宅建物が耐震診断または耐震改修の結果、耐震性能を有することが確認できた場合や昭和56年６月以後に新築されたものである場合は、10%の割引を受けることができます。

(6) 公共建築物の耐震化の推進

公共建築物は、災害時に学校は避難場所等として、病院は災害による負傷者の治療する場所として、庁舎では被害情報収集や災害対策等が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用されます。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも、公共建築物の耐震化を速やかに進める必要があります。

このことから、被災時の影響が大きい市所有特定建築物の耐震診断および耐震改修を速やかに行う必要があり、耐震化の実施に努めてきました。

今後は、令和２年度末時点で耐震化が未了の１棟について、計画的に耐震化を行い、全ての市所有特定建築物の耐震化を目指します。

また、特定建築物以外の市所有建築物についても、平常時の利用者の安全確保、ならびに災害時には避難、救護等の防災拠点施設といった用途等になりうることを考慮し、耐震診断の実施に努め、必要に応じて耐震改修等を実施するなど耐震化を図ります。

(7) 地震時の総合的な安全対策に関する施策

ア　危険なブロック塀等の対策

(ｱ) 秋田市危険ブロック塀等除却支援事業

危険な状態のブロック塀等の解消を促進するため、本市では、小学校の通学路に面する倒壊の危険性のあるブロック塀等の除却工事に対し費用の一部を補助しています。

補助対象路線については、「秋田市立小・中学校通学路設定に係る事務取扱要領」により定められた小学校の通学路を、この補助制度の対象となる避難路として位置づけます。

表４－８　秋田市危険ブロック塀等除却支援事業の概要

■秋田市危険ブロック塀等除却支援事業	
補助対象	小学校の通学路に面し、道路からの高さが60ｃｍ以上であって、耐震診断等により倒壊の危険性があると判断されたブロック塀等を除却する工事
補助額	除却工事費の2/3、上限20万円

＊）詳細は事業の要綱により定めます。

表４－９　秋田市危険ブロック塀等除却支援事業の実績

	ブロック塀等除却	
	募集（件）	実績（件）
令和元年度	30	17
令和２年度	40	33
計	70	50

＊）令和３年１月時点の実績

(ｲ) 危険なブロック塀等に対する施策の検討

ａ　実施している事項

・危険なブロック塀等の所有者に対するダイレクトメール発送等

→小学校の通学路沿いにおけるブロック塀等で、危険性のあるものについては、教育委員会と連携を図りながら、所有者等に対して除却、改修等の指導を行っています。

b　今後検討する事項

・補助などの施策対象とする路線の拡大（中学校通学路等）

イ　窓ガラス、外壁、天井等非構造部材の脱落防止対策

地震時における建築物の窓ガラスの飛散、大規模空間を有する建築物の天井落下、外装タイルの剥落、広告看板等の工作物の破損落下による被害を防止するため、被害発生のおそれのある建築物を把握するとともに、建築物の所有者に必要な対策を行うよう指導しています。今後も定期的に防災査察を実施する等、改善指導を行います。

また、平成23年の東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が発生しました。この被害を受け、建築基準法において天井の脱落対策に係る新たな基準が定められ、平成26年４月に改正施行されました。

市所有建築物においては、利用者の安全確保のため、脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井（特定天井）について、早期に耐震化が図られるように努めます。

※　特定天井とは、６ｍ超の高さにある、水平投影面積200㎡超、単位面積質量２kg/㎡超の吊り天井で、人が日常利用する場所に設置されているものと規定されています。

ウ　エレベーター等の安全対策

これまで、地震発生時にエレベーターが緊急停止し、内部に長時間閉じ込められる事例が発生しており、平成21年９月の建築基準法の改正により、地震時管制運転装置の設置が義務付けられました。

また、平成23年の東日本大震災では、エスカレーターの脱落等が複数確認されたことから、エスカレーターおよびエレベーターの脱落防止装置について、平成26年４月に建築基準法施行令の一部が改正されています。

市内の建築物のエレベーターやエスカレーターの大部分は、旧基準により設置されていることから、それらが設置されている建築物の所有者・管理者に対し、定期報告の機会を捉えて、地震時のリスクを周知し、安全性の確保を図るよう指導および助言を行います。

５　住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及

(1) 地震防災マップ等の作成・公表

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題・地域の問題として意識し、地震防災対策に積極的に取り組むために、本市では、揺れやすさをあらわす地図（揺れやすさマップ）と、地震による地域の危険性の程度を記載した地図（地域の危険度マップ）を平成23年２月に作成し、「地震防災マップ」（図５－１）として公表しています。このうち、地域の危険度マップは、想定される最大の震度で揺れた場合の建物全壊率を７区分し、色分けで表したものです。

また、これとは別に、本市には「秋田市防災カルテ」があります。これは、小学校区（47学区）ごとに自然災害等の指標を一覧にまとめた総括表と、小学校区内にある避難場所や危険箇所、防災施設等を地図上に表現したカルテマップで構成されており、地域防災活動に生かすことを目的として、各種防災情報を収集、整理したものです。

さらに、大規模な津波が発生した際の安全な避難を目的として、「秋田市津波ハザードマップ」を公開しています。現在公開しているマップは、平成28年３月に秋田県が公表した「秋田県津波浸水想定」を基に、平成29年３月に作成しました。

この「地震防災マップ」、「防災カルテ」および「津波ハザードマップ」により、効果的に地震防災に関する情報の提供を行います。

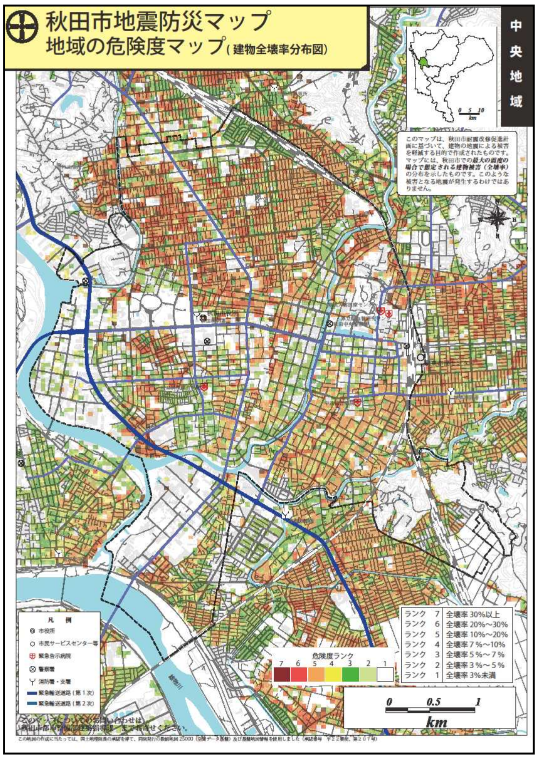

図５－１　秋田市地震防災マップ「地域の危険度マップ」の例

⑵ 相談体制の整備および情報提供の充実

ア　相談窓口の設置

本市では、木造家屋に関する耐震診断・耐震改修の相談窓口を常設しています。また、建築関係団体との連携や、市のホームページを活用するなどにより、気軽に相談しやすい環境整備とＰＲに努めています。

イ　啓発資料・ホームページ等を活用した情報提供

耐震診断・耐震改修の重要性や、市の補助制度について紹介するパンフレットを作成し、窓口やイベント、戸別訪問により配布しています。また、市広報やホームページを活用した情報提供など、様々な機会を利用して耐震化の必要性等の周知に努めています。

ウ　耐震診断技術者登録名簿の情報提供

住宅所有者が住宅の耐震診断・耐震改修を実施するには、技術的知見を有する建築士や建築事業者が身近にいることが、住宅の耐震化を実施する契機となり得ます。

秋田県では、耐震診断を実施する上で必要な知識・技能を有する建築士を「耐震診断技術者」として登録する制度を実施しております。

本市では、登録されている診断技術者の名簿を相談窓口等で情報提供をすることで、住宅所有者が安心して耐震診断・耐震改修を行える体制を整備します。

エ　狭あい道路の道路情報の公開

各避難施設等に通じる「避難時に重要な道路」（１⑷ウ㈴参照）の中には、狭あい道路も存在します。狭あい道路は、住宅等の倒壊による道路閉塞や人的被害の危険性が高いことから､狭あい道路の解消と併せて沿道の耐震化を促進する必要があります。

本市では､狭あい道路や指定道路の幅員等を調査し､データベース化を行いました。この道路情報を指定道路図・指定道路調書として、平成22年４月からホームページ上で公開することで周知を図っており､建築確認などの機会において適切な指導に努めています。

⑶ 産・学・官の連携による耐震改修の推進

産（建築関係団体）・学（地元大学等の研究者・学生）・官（本市）が連携して、地震による人的被害や物的被害を防止・軽減させ、市民の安全・安心を確保するため、様々な施策および取組を、秋田市住宅・建築物耐震改修促進協議会（７⑴参照）の活動を中心に行っています。

ア　「地域まるまる耐震診断」の実施

建築士の指導のもと、地元の学生等が、町内会と連携して、地域の住宅を訪問して簡易な耐震診断（「誰でもできるわが家の耐震診断」）を実施しています。

【これまでの実績】平成19年度～令和２年度に９回実施

- 平成19年度：飯島地区
- 平成20年度：保戸野地区
- 平成21年度：保戸野地区
- 平成22年度：新屋地区
- 平成24年度：保戸野地区
- 平成26年度：泉地区
- 平成28年度：千秋地区
- 平成30年度：千秋地区
- 令和２年度：飯島地区

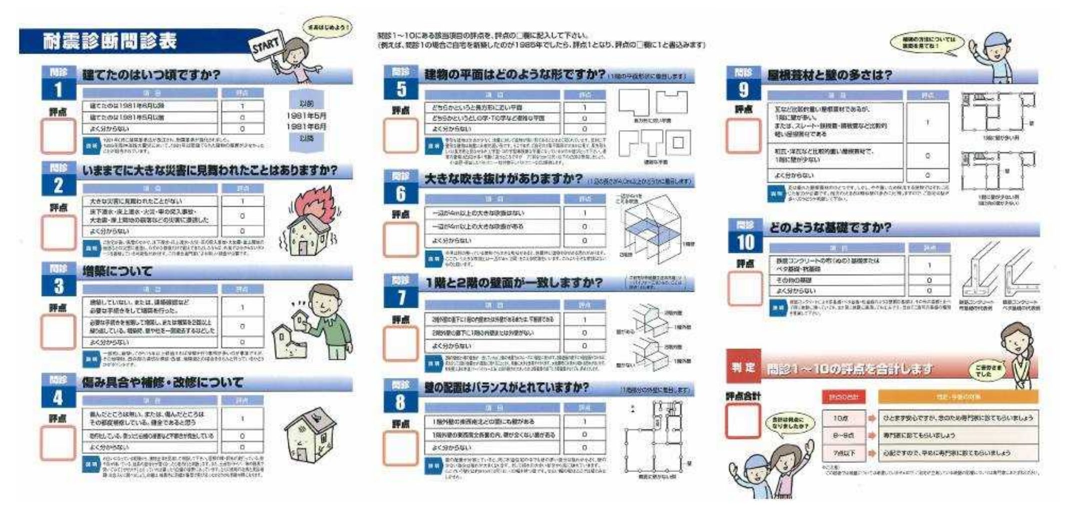

図５－２　簡易耐震診断表「誰でもできるわが家の耐震診断」

イ　耐震診断に関する出前授業の実施

「地域まるまる耐震診断」の事前学習として、建築士が学校を訪問して耐震診断に関する学習を指導しています。

【これまでの実績】平成20年度～令和２年度に７回実施

- 平成20年度：秋田工業高等学校
- 平成21年度：秋田建築デザイン専門学校、秋田工業高等学校
- 平成24年度：秋田工業高等学校
- 平成26年度：秋田工業高等学校
- 平成28年度：秋田工業高等学校
- 平成30年度：秋田工業高等学校
- 令和２年度：秋田工業高等専門学校

ウ　地域防災報告会の実施

町内会への「地域まるまる耐震診断」の調査結果の報告会を実施しています。この報告会では、学生による耐震診断に関する報告や建築士・市職員からのアドバイスを行っています。

【これまでの実績】平成20年度～令和２年度に７回実施

- 平成20年度：１回
- 平成21年度：１回
- 平成22年度：１回
- 平成26年度：１回
- 平成28年度：１回
- 平成30年度：１回
- 令和２年度：１回

エ　「地域まるまる戸別訪問」の実施

本市職員が町内各戸を訪問し、住民への地震災害に関する備えの周知を行っています。平成23年度からは「地域まるまる戸別訪問」と称し、地震による建物被害が大きいと想定される地区の木造戸建て住宅を対象に、耐震改修等に関するパンフレットを配布しています。

「地域まるまる戸別訪問」は、「木造住宅が密集している地区」（４(4)参照）と、「地震防災マップ」（５(1)参照）における危険度の高い地区（ランク５以上）の合計218地区を対象としており、これは市内全体の木造住宅戸数の約40％にあたります。

平成23年度から令和２年度にかけて105地区への配布が完了し、進捗率（対象戸数に対する配布戸数の割合）は約47％です。

今後は、更なる耐震化促進に向けて、パンフレットをより市民に分かりやすい内容に改めるなど随時見直しを行い、活動を継続していきます。

表５－１　地域まるまる戸別訪問の実績

平成21年度	（１地区）	（77戸）	平成27年度	11地区	1,408戸
平成22年度	（１地区）	（48戸）	平成28年度	８地区	1,395戸
平成23年度	23地区	3,882戸	平成29年度	10地区	1,113戸
平成24年度	６地区	1,150戸	平成30年度	５地区	685戸
平成25年度	18地区	3,769戸	令和元年度	４地区	543戸
平成26年度	13地区	1,777戸	令和２年度	７地区	972戸
			合　計*	105地区	16,694戸

＊）「合計」は平成23年度から令和２年度までの合計

＊）平成21年度と平成22年度は、試行的に実施

オ　産・学・官の連携による取組の実績

産・学・官の連携による取組の実績を表５－２に示します。

今後も、耐震化の促進につながる活動を継続して行います。

表５－２　産・学・官の連携による取組の実績

	耐震診断説明会（市民対象）	耐震改修工事説明会（市民対象）	耐震化促進イベント（市民対象）	耐震化促進シンポジウム（市民対象）	防災教育チャレンジプラン	木造住宅耐震診断士技術講習会
	女性学級や高齢者学級等を対象とした木造住宅の耐震診断に関する出前講座等の実施	市民を対象とした木造住宅の耐震改修に関する説明会の実施	産・学・官の連携による市民を対象とした耐震化促進イベントの開催	産・学・官の連携による市民を対象としたシンポジウムの開催	地域や学校での防災教育を推進する活動の実施	耐震診断技術者を対象とした診断業務の検証および診断・改修技術力向上のための講習会の開催
平成19年度	－	－	－	１回）*7	実施）*9	－
平成20年度	－	－	４回）*1*2*4他	－	－	－
平成21年度	１回	１回	２回）*1他	－	－	１回）*10
平成22年度	７回	１回	３回）*1*5他	１回）*8	－	１回）*10
平成23年度	６回	－	４回）*1*3*6他	－	－	１回）*10
平成24年度	４回	－	２回）*1*3	－	－	１回）*11
平成25年度	１回	－	２回）*1*3	－	－	１回）*12
平成26年度	－	－	２回）*1*3	－	－	－
平成27年度	－	－	２回）*1*3	－	－	－
平成28年度	－	－	３回）*1*2*3	－	－	－
平成29年度	－	－	３回）*1*2*3	－	－	－
平成30年度	－	－	４回）*1*2*3*4	－	－	－
令和元年度	－	－	２回）*1*2	－	－	－
令和２年度	－	－	－	－	－	－

＊１）建築士の日－建築相談会　＊２）建築士事務所キャンペーン　＊３）リフォームフェア

＊４）耐震パネル展　＊５）あきた耐震フェア2010

＊６）耐震化促進イベント－東日本大震災からの教訓　＊７）積雪期の地震対策シンポジウム

＊８）耐震化促進シンポジウム　＊９）秋田工業高等専門学校

＊10）一般診断法による耐震診断　＊11）耐震リフォームの申請・計画・施工時のポイント

＊12）地盤調査結果の見方と利用法、地盤と液状化

令和２年度 耐震診断に関する出前授業

令和２年度　地域まるまる耐震診断

写真５－１　産・学・官の連携による取組の状況

(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

リフォーム工事や増改築時は、耐震改修を実施する好機であることから、これらの工事と併せて耐震改修を実施することは、それぞれの工事を別々に行うより効率的で費用面でのメリットがあります。

このため、これらのメリットについての情報提供をより充実させます。

本市では、建築関連団体が開催するリフォーム関係のイベントにおいて、耐震改修の必要性をＰＲすることで、来場者が大規模リフォームを検討する際の対象工事となるよう周知を図っています。

また、住宅所有者が安心して耐震改修を実施できる環境整備と、悪質なリフォーム工事詐欺被害等の対策として、秋田市市民相談センターと連携を図り、相談体制や情報提供を強化します。

一方、住宅リフォームに関する支援事業として、本市では「秋田市住宅リフォーム支援事業」（50万円以上のリフォーム工事に対して、一律５万円／戸の補助）を実施し、多数の利用実績があります。

耐震改修を行う場合は、本市「木造住宅耐震改修等事業」のほか、住宅リフォーム支援事業を併せた活用について周知を図ります。

(5) 家具等の転倒防止策の推進

阪神・淡路大震災における犠牲者の多くが家具の下敷きになり、逃げ遅れる等、自宅内で死傷していることから、平常時から室内での居住者被害を防ぎ、安全な避難経路を確保するためにも、家具等を固定することは、非常に重要です。

本市は、軟弱層が厚い地域が多く、建築物等が無事でも、地震における建築物の揺れが大きくなると想定されます。

また、マンションのような高層建築物の上層階でも、地震における揺れは大きくなると想定され、家具等（タンス・食器棚・書棚・テレビ等）の転倒防止

対策など、身近な安全対策は、重要な課題です。

本市では、相談窓口や「地域まるまる戸別訪問」等において、家具の転倒防止のリーフレットを配布し、その重要性の周知を図っています。

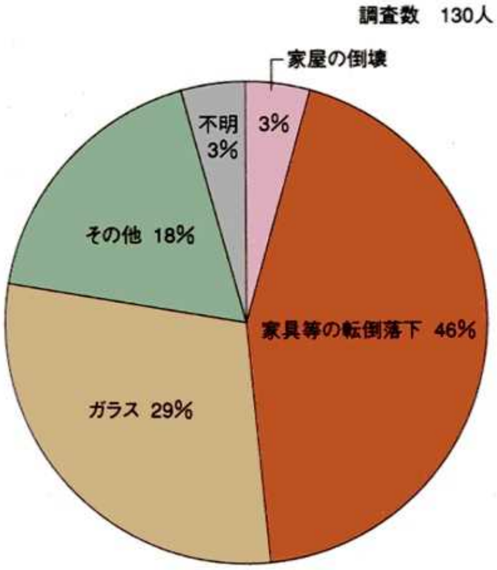

日本建築学会「阪神淡路大震災　住宅内部被害調査報告書」より

図５－３　内部被害による怪我の原因

(6) 町内会等との連携策・取組支援策

個々の住宅の耐震化が進んだとしても、周辺の住宅の耐震化が遅れている場合は、地震発生時にその地域全体が被災してしまうことが考えられます。地域の人々が「生活の場はみんなで守る」という考え方が重要であり、町内会等で地震防災対策に取組むことが重要です。地域での取組は、地震発生などのいざという時に効果的であるばかりでなく、平時においても、地域における危険箇所の改善や地域全体での耐震化などの取組にも効果があります。

本市では、「地域まるまる耐震診断」を通じて、町内会等と連携し、地域の防災意識の向上に役立てることを目的とした活動を行っています。また、町内会や自主防災組織の防災学習会に対して「地震防災マップ」を提供するなど、地域防災の取組を支援しています。

今後も、町内会等との連携を継続し、地震防災への備えの重要性を周知していきます。

※　自主防災組織

家庭における日頃の備えや、いざというときの心構えとともに、近所の人たちと協力しあい、地域の防災活動を効果的に行うための組織。本市では、主に町内会が中心となって結成されており、令和２年４月現在で759の組織があります。

６　耐震改修促進法および建築基準法による指導方針

(1) 耐震改修促進法による指導等の実施

特定建築物については、多数の者が利用する建築物であり、利用者が地震による倒壊等により危害を被ることのないよう、地震に対する安全性を確保する社会的責任があると考えられる建築物であることから、特に耐震化を図る必要があります。そのため、必要な場合には、耐震改修促進法第２条第３項に規定する所管行政庁である本市は、特定建築物の所有者に対して耐震改修促進法第15条第１項の規定に基づく指導および助言、さらには同条第２項の規定に基づく指示を行います。

(2) 耐震改修促進法による指導等の実施方法

本市は、既存建築物の耐震化促進を適格に進めるため、特定建築物の台帳を整備し、実態を把握します。また、指導等を実施した場合には、履歴を記録します。

特定建築物の耐震診断および耐震改修の適格な実施を確保するために必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の耐震診断および耐震改修について耐震改修促進法第15条第１項の規定に基づく指導および助言を行います。指導および助言を行う対象建築物の選定にあたっては、不特定多数の者が利用する施設等､被災時の影響が大きいことを勘案して実施します。

さらに、同法第15条第２項に規定する特定建築物について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、必要な指示を行うこととし、その際は、当該特定建築物の設計および施工に係る事項のうち、地震に対する安全性に係るものならびに耐震診断および耐震改修の状況について報告を求めます。

また、必要に応じ、特定建築物の敷地又は特定建築物の現場に立ち入り、特定建築物ならびに特定建築物の敷地、建築設備、建築材料および設計図書その他の関係書類を検査します。

(3) 耐震改修促進法による公表

耐震改修促進法に基づく指示に従わず、必要な耐震診断および耐震改修が行われていない場合には、その利用者や周辺の住民に対し、その危険性を明らかにする必要があります。また、そのことが指示の実効性を確保する上で有効であることから、特定建築物の所有者が正当な理由がなく指示に従わなかった場合には、その旨を本市のホームページ等で公表します。

なお、耐震改修促進法附則第３条第１項の「要緊急安全確認大規模建築物」、および同法第５条第３項第１号に基づき県促進計画で指定された「要安全確認計画記載建築物（防災拠点）」の耐震診断の結果の報告内容については、本市

のホームページにおいて公表しています。

(4) 建築基準法による勧告・是正命令

耐震改修促進法に基づく指示に従わず、また公表を行ったにもかかわらず、特定建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、損傷・腐食・その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、建築基準法第10条の規定に基づく勧告・命令を行います。

(5) 建築基準法による定期報告の活用

建築基準法第12条の規定に基づく定期報告を活用し、特定建築物の所有者に対し、耐震診断および耐震改修の重要性を啓発し、定期報告の機会に指導および助言を行っています。

建築基準法の改正により、平成28年６月からこの定期報告の必要な建築物の対象が大幅に拡大し、本市では、より多くの特定建築物の耐震化状況の把握が可能になりました。

また、所有者又は管理者としても、法令に基づく体系的な調査を実施することにより、耐震化を含む建築物等の適切な維持保全に関する意識の向上が期待できます。

7　その他建築物の耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項

(1) 耐震改修促進協議会の設置

建築関係団体等との連携を図り、本市促進計画の目標を達成するための施策や取組に関する情報交換等の場として、建築関係団体・建築関係教育機関・行政機関で構成する「秋田市住宅・建築物耐震改修促進協議会」を平成20年５月に設置し、住宅・建築物の耐震化を推進しています。

設立以後は、概ね年１回の総会と、事業の検証と検討を目的としたワーキンググループ（官・産）検討会を随時実施しています。

表７－１　秋田市住宅・建築物耐震改修促進協議会　会員

会　　員　　名
一般社団法人 秋田県建築士事務所協会 中央支部
秋田中央建築士会
公益社団法人 日本建築家協会 東北支部 秋田地域会
一般社団法人 秋田市建設業協会 建築部会
協同組合 安心リフォーム協議会
秋田市地質調査業協会
公益社団法人 秋田県宅地建物取引業協会
公益社団法人 全日本不動産協会秋田県本部
公立大学法人 秋田県立大学 システム科学技術学部
独立行政法人 国立高等専門学校機構 秋田工業高等専門学校 創造システム工学科 土木・建築系
秋田県立秋田工業高等学校 建築科
一般財団法人 秋田県建築住宅センター
公益財団法人 秋田市総合振興公社
秋田市都市整備部

(2) その他

ア　応急危険度判定士の受入れ環境の整備

地震により建築物が被害を受け、被災建築物の応急危険度判定が必要な場合は、市防災計画および秋田市被災建築物応急危険度判定要綱（平成24年３月15日市長決裁）に基づき判定実施本部を設置し、秋田県判定支援本部に対し、不足する応急危険度判定士等の支援要請や受入れのために必要な措置を講じます。

※　被災建築物応急危険度判定

大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、附属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的としています。

イ　進捗状況の検証等

市促進計画は、必要に応じて進捗状況を検証し変更します。

また、市促進計画を実施するにあたり必要な事項は別途定めます。

（令和３年３月１６日　策定　令２建指第３１０３号　市長決裁）

（参考）第１期秋田市耐震改修促進計画の改定履歴

平成19年12月14日　策定

平成23年３月24日　改定

平成28年３月24日　改定

平成31年４月16日　改定